

## 令和2年度 橋本市民病院 売上金等の現金警備輸送業務仕様書

橋本市民病院における売上金等の現金警備輸送業務については、この仕様書により実施するものとする。

### 1 委託業務の名称

令和2年度橋本市民病院における売上金等の現金警備輸送業務

### 2 委託業務の期間

令和2年9月1日から令和3年3月31日まで

ただし、令和3年4月1日以降も希望があれば年度毎に最長令和7年3月31日まで延長することができるものとする。

### 3 委託業務の内容

橋本市民病院（和歌山県橋本市小峰台二丁目8番地の1）から売上金等を集金し、紀陽銀行橋本支店の指定銀行口座（以下「銀行口座」という。）へ入金するまでの現金の警備輸送（以下「警送」という。）及び釣銭資金の両替並びに配金に係る業務

#### (1) 売上金等の入金

委託者（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する現金は、乙が設置した入金機（以下「入金機」という。）に甲が売上金等を入金することとする。

なお、入金機の中に現金を入金した時点以降における現金の管理責任は乙が負うものとする。

#### (2) 売上金等の回収及び銀行口座への入金及び報告

ア. 乙は、入金機に入金した額のうち釣銭分を除いて、銀行口座に回収日の翌々銀行営業日までに振り込むものとする。

イ. 回収の都度、貴重品運搬業務に係る合格証明書を提示するものとする。

ウ. 回収日は、6運行日等（1）に準ずるものとする。

#### (3) 保守

ア. 入金機の保守全般は、乙が行うものとする。

イ. 入金機は年1回以上定期点検をすることとし、定期点検業務を実施する場合は、事前に作業日程を甲と調整するものとする。

#### (4) 経費

入金機の経費は、下記のとおり負担とする。

乙負担とするもの	入金機の利用に係る電話回線等通信料 入金機の保守に係る費用 通常使用範囲内による故障及び点検調査等に係る費用
甲負担とするもの	電源（機器電力使用料） 入金機の専用プリンタ本体及び専用プリンタ用ロール紙 契約履行期間満了における入金機の撤去費用

(5) 釣銭資金の両替及び配金

釣銭資金は、甲が乙に最大10日分を上限として預託し、甲の釣銭資金の両替及び配金のための原資とする。また、乙は、6運行日等(1)毎に甲の指定する下記の金種の配金を実施できる体制を確保するものとする。

	1円	5円	10円	50円	100円	500円	千円	5千円
平日前	4本	4本	16本	7本	17本	4本	675枚	8枚
土日 祝日前	5本	1本	2本	1本	3本	1本	26枚	6枚

※甲乙協議の上、金種を変更することがあります。

4 入金機の設置場所

ア. 入金機の設置場所は、縦2.75m×横2.30m×高さ2.60mの部屋であり、設置後入金作業等ができるスペースが確保できるものとする。

イ. 入金機の投入容量は、紙幣2,000枚以上、硬貨3,000枚以上のものとする。

5 業務に従事する者

運転員及び補助員（以下「運転員等」という。）の2人とする。（運転員等のいずれか1人は、警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に基づく検定で、警備員等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条及び第2条に規定する貴重品運搬警備業務に係る一級又は二級検定の合格者であることを要する）

6 運行日等

(1) 橋本市の休日を定める条例（平成18年橋本市条例第2号）第1条に定める休日を除き、毎日運行するものとする。

ただし、甲が、運行の中止を警送の2週間前の午後5時までに乙に通知した場合は運行を中止するものとする。

(2) 警送業務は、運行日の午前9時から午後5時までの間に実施するものとする。

(3) 甲乙双方は、災害又は自然災害等により運行が不可能と判断した場合は、速やかに甲乙に通知するものとする。

(4) 運行途中で事故が発生した場合は、乙は甲に対して、3,000万円を上限にその損害の全額を賠償するものとする。

7 業務実施の確認

(1) 甲は、乙が実施した業務で、仕様書等に適合していないと認めたときは、その業務の手直し及び改善を協議するものとする。

(2) 業務を実施するに当たって本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、双方の合意により、業務を遂行するものとする。

8 輸送車両の仕様

乙は、業務の遂行に当たり、貴重品運搬警備業務用車両として必要な構造及び装備を備えた車両を使用しなければならない。

9 再委託の協議

委託業務についての再委託については甲乙で協議する。